

クリーンウッド法に基づく 合法性確認能力の向上を図るための研修会

このたび「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」について令和5年5月8日に一部が改正・公布され、公布後2年以内に施行されることになっています。つきましては、同法に基づき合法性確認を行う能力の向上を図るため（一社）全国木材組合連合会から講師をお招きし、研修会を開催しますので、是非ともご参加いただくようご案内申し上げます。

主な改正点

- (1) 川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、
①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③情報の伝達を義務付け
- (2) 素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け
- (3) 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録が受けられる措置

開催日時	令和5年 11月28日(火)	受付開始 13:30~ 14:00~16:00
参加費	無料	
会場	滋賀県林業会館 2F大会議室 〒520-2144 滋賀県大津市大萱4丁目17-30	受講定員 40名 申込締切 11月16日(水)

参加を希望される方は下記、参加申込書を記入し、FAXにて送付してください。

「クリーンウッド法に基づく合法性確認能力の向上を図るための研修会」参加申込書

申込先 **滋賀県木材協会 FAX：077-574-7607**

ふりがな		TEL	
会社名		FAX	
所在地	〒		
ふりがな		ふりがな	
参加者名		参加者名	
ふりがな		ふりがな	
参加者名		参加者名	

お問い合わせ

滋賀県木材協会

HP：<https://s-mokkyo.com>

住所 〒520-2144 滋賀県大津市大萱4丁目17-30

TEL 077-574-7600 FAX 077-574-7607